

地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議の設置について

1. 本年4月からすべての年金受給者・年金加入者へ送付する「ねんきん特別便」について、受給者・加入者お一人お一人にご自身の加入記録を確認いただき、確実に回答がなされるものとなるよう、福祉関係団体、経済団体、労働組合等のご協力の下に、今般、「受給者特別便実施円滑化推進会議」及び「加入者特別便実施円滑化推進会議」を設置し、「ねんきん特別便」の円滑な実施を図ることとしたところである。

2. これに併せて、各地方社会保険事務局においても、

- ① 受給者・加入者への「ねんきん特別便」の送付・回答等について、地方の福祉関係団体、経済団体、労働組合等関係団体にご協力をお願いするとともに、
- ② 関係団体に行っていただく周知・回答の呼びかけや説明会・相談会の開催等について現場レベルで具体的な連携を図り、
- ③ 社会保険事務局と関係団体双方の取組状況等について情報を共有する

場として、これら関係団体で構成される「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」を設置し、「ねんきん特別便」のきめ細かな周知・広報、年金記録の確認及び確実な回答・回収の取組を推進することとする。

3. 「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」構成員（例）

- ・ 県社会福祉協議会、県民生委員児童委員連合会、県老人クラブ連合会、県シルバー人材センター連合会、県厚生年金受給者協会等社会福祉・高齢者関係団体
- ・ 県老人福祉施設協議会、県地域包括・在宅介護支援センター協議会、全国認知症グループホーム協会県支部、認知症の人と家族の会県支部等介護関係団体
- ・ 県身体障害者施設協議会、県視覚障害者福祉協会、県聴覚障害者協会、県知的障害者福祉協会、県手をつなぐ育成会、県精神障害者家族会家族会連合会等障害者関係団体
- ・ 県商工会連合会、県商工会議所連合会、県中小企業団体中央会、県経営者協会等経済団体
- ・ 日本労働組合総連合会県連合会
- ・ その他

※団体の名称は都道府県によって異なる場合がある。